

# 防災要員の任務

## ◀ 防災要員の任務 ▶

災害事故現場の消防機関または警察署の指揮下に入り、下記の防災活動を行う。

- (1) 事故現場における関係者の危害防止
  - ・漏れの状況や火災の程度更に爆発等危害が及ぶ恐れがあるときは避難させる。
- (2) ガス漏れに対する判断及びその閉止の処置に関する助言
  - ・漏れの状況を把握して、閉止処置が可能かを助言する。また、着火爆発の危険があるときは避難等の助言をする。
- (3) 安全な場所への誘導及び救急活動
  - ・上記項目に従い行う。救急活動は自分の身の安全確保を前提に活動を行う。現場に近づくときは必ず風上から接近する。
- (4) 現場付近の火気の取扱い、可燃性及び引火性物質の除去に関する助言
  - ・可燃性ガスの拡散状況を把握して火気の制限に関し助言する。また、漏れ止め、ガスの移充てんや拡散の処置に関して助言する。
- (5) 着火の場合の危険度の判断に関する助言
  - ・輻射熱の影響や他の容器等への延焼、爆発の危険性を判断し関係者への危害の防止を図ることにに関して助言する。
- (6) ガスの移充てん処置に関する助言
  - ・保護具等による危害予防を行った後作業する。
- (7) その他必要な技術的事項
  - ・現場指揮者との連携を密に行う。

## ◀ 防災活動に関する留意事項 ▶

- ① 現場への出動は作業服、作業靴、指定の腕章、ヘルメットを着用する。  
(作業服、作業靴は特に定めない) また、必要に応じて保護衣を着用して活動を行う。
- ② 爆発、中毒や酸欠の危険があり。空気呼吸器の装着等十分な保護措置がとれない場合や、その他必要な安全対策がとれない場合は、事故現場（容器等）から離れた場所に退避しなければならない。